

# 豊田市こどものスポーツ・文化活動等 に関する協議会規約

## (目的)

第1条 国が進める「部活動の地域移行」（以下、「地域移行」という。）をきっかけとし、子どもたちが持続的にスポーツ・文化活動等ができるよう、地域の実情に応じた新たなスポーツ・文化活動等の環境を整備することを目的とする。

## (名称)

第2条 この協議会は、豊田市こどものスポーツ・文化活動等に関する協議会（以下「協議会」という。）という。

## (協議事項)

第3条 協議会は目的を達成するため、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 学校部活動の現状把握と課題整理に関すること。
- (2) こどものスポーツ・文化活動等に係る環境づくりに関すること。
- (3) 関係団体等との調整、役割の整理に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、地域移行に関すること。

## (組織)

第4条 協議会は、委員をもって組織する。

- 2 委員は、第1条の目的に賛同する各団体及び機関からの推薦によるもの及び会長が必要と認めたものをもって充てる。

## (委員)

第5条 協議会の委員は、次に掲げる者をもって、構成する。ただし全ての号に該当する委員を常置しないこともある。

- (1) 地域関係者
- (2) 大学関係者
- (3) 企業関係者
- (4) スポーツ団体の関係者
- (5) 文化活動団体の関係者
- (6) 小学校及び中学校の関係者
- (7) 学識経験者
- (8) その他

## (役員)

第6条 協議会に会長1人、副会長1人を置く。

- 2 会長および副会長は、委員の内から互選により決定する。

(職 務)

第7条 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある場合または欠けたときはその職務を代理する。

(任 期)

第8条 委員、会長及び副会長の任期は1年とし、再任されることを妨げない。ただし後任者が就任する時まで在任する。

2 委員、会長及び副会長が欠けた場合における後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第9条 協議会の会議は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、生涯活躍部スポーツ振興課及び文化振興課、並びに教育委員会学校教育課を共同事務局とする。

(運営費)

第11条 協議会の運営費は、共同事務局が要する予算の範囲において支出する。

(事業年度)

第12条 協議会の事業年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。令和4年度においては、この限りではない。

(雑 則)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が協議会にはかって定める。

附 則

この規約は、令和5年3月28日から施行する。